Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	－201,500,000
有価証券の償還による収入	697,946,815
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	－3,755,017,264
定期預金の預入による支出	－8,900,400,000
定期預金の払戻による収入	8,552,400,000
施設費による収入	1,761,216,065
施設費の精算による返還金の支出	－1,179,529
減価償却引当特定資産の繰入による支出	－120,684,808
減価償却引当特定資産の取崩による収入	415,587,681
小計	－1,551,631,040
利息の受取額	154,207,161
投資活動によるキャッシュ・フロー	－1,397,423,879
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	589,646,000
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	－392,958,806
長期借入金の返済による支出	－1,271,778,000
リース債務の返済による支出	－477,797,978
小計	－1,552,888,784
利息の支払額	－97,084,766
財務活動によるキャッシュ・フロー	－1,649,973,550
Ⅳ　資金に係る換算差額	―
Ⅴ　資金増加額	1,733,622,906
Ⅵ　資金期首残高	10,090,665,908
Ⅶ　資金期末残高	11,824,288,814

注記　（単位：円）

Ⅰ．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

資金の期末残高	11,824,288,814
（現金　14,488,076、普通預金　11,809,800,738）	
定期預金	1,370,000,000
現金及び預金	13,194,288,814

Ⅱ．重要な非資金取引

１．ファイナンス・リースによる資産の取得	3,907,470,710
２．寄附受けによる資産の取得	236,595,675

利益の処分に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			349,487,572
当期総利益		349,487,572	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		―	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育、研究、診療等積立金	349,487,572	349,487,572	349,487,572

注　記

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂））（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）の一部については業務達成基準を、また特殊要因運営費交付金については費用進行基準を採用しております。また、「国立大学法人徳島大学における運営費交付金等の取扱基準」に基づき役員会の承認を得たプロジェクト事業等については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
建物附属設備	２～18年
構築物	２～60年
工具、器具及び備品	２～20年

ただし、受託研究等収入により購入した償却資産の一部については当該研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。